

〔論文〕

障害者の読書と法制度

山 口 翔

名古屋学院大学商学部

要 旨

視覚障害者を中心とした読書環境は、長らく、書籍を点字化した「点字図書」、第三者が音読した内容を録音した「録音図書」、また、ロービジョンの人などが読みやすいよう、文字を大きく拡大した「拡大図書」など、元となる紙の書籍から、点字化・録音・拡大といった「媒体変換」を前提に、実現してきた。しかし、昨今のコンテンツのデジタル化や、情報ネットワーク流通を前提とした変化の中で、読書形態も多様化しており障害者の読書形態もまた、環境向上が見込まれる。その変化について、本稿では、著作権などの制度や、それにまつわるガイドラインの観点から俯瞰し、課題と展望を述べる。

本稿は電子書籍をはじめとして多様化する読書形態を視覚障害者による読書及び著作権の観点から考察するものである。

キーワード：著作権，ユーザビリティ，アクセシビリティ

Reading and Copyrights for Visually Impaired Persons

Sho YAMAGUCHI

Faculty of Commerce
Nagoya Gakuin University

1. 障害者の従来の読書

視覚障害者は、健常者が街の書店で本を買い読書を行うのと同様には読書が行えない。視覚障害者はこれまで、読書に至る経路として点字図書館や公共図書館、視覚障害者情報提供施設、ボランティア施設などを利用してきた。そこで視覚障害者が読書のために触れるのは、書籍を点字化した「点字図書」、第三者が音読した内容を録音した「録音図書」、また、ロービジョンの人などが読みやすいよう、文字を大きく拡大した「拡大図書」などである。これらは元となる紙の書籍から、点字化・録音・拡大といった「媒体変換」を伴うことから、書籍が発刊されてから利用可能になるまで日数が必要となり、且つ世の中で流通しているすべての本が網羅されるわけでは無いため、読みたい本が読みたい時点で必ず存在するわけでもない。新刊にいち早く触れる手段としては、図書館などがサービスとして提供する「対面朗読」があげられるが、一方、この手段ではいつでもどこでも本に触れる、という訳にはいかない。また、こうした媒体変換を行う主体が各種施設職員だけではなく、多くのボランティアに依存している点は、媒体変換による図書の制作基盤が脆弱であることを意味している。松原 [2015]¹⁾ 時代の変遷に伴い、DAISYと呼ばれる形式で録音されたCD媒体や、紙の本をPCなどのコンピューターで取り扱いやすくテキストデータ化し、PCや支援機器などの音声読み上げ機能を通じて利用するなど、利用手段に変化が見られるようになったが、それでも、やはり本は必ずしも読みたいときに直ぐ読めるものではなく、また媒体変換を行う制作基盤は依然として脆弱なものであったといえる。

しかし、電子書籍ないしその流通の概念が普及することによって、視覚障害者の読書環境に少なからず変化が見られるようになった。まず、読みたい時に読みたい本に触れることの出来ない人々にとって、求めても即時に手に入ることの無かった書籍のデジタルデータが、市場において流通することは視覚障害者にとって、読書機会拡大の一つの好機である。これについては、ただデータが手に入るだけでは意味が無く、なんらかの音声読み上げ手段とあわせて利用できる必要があり、その読み上げ精度についても課題は多く存在するが、ともかく、その条件がそろえば書籍については、視覚障害者もまた、健常者と同様に、読みたいときに直ぐ読める可能性を手にしたことになる。

さらに、これまで図書館等による図書の郵送サービスなどはあったにしても、CDなど物理的なメディアを介していることにおいて、その郵送コストやリクエストから入手までのタイムラグ、及び同時利用数が制限されていたが、電子データのネットワーク流通の観点に目を向ければ、利用待ちの概念にも変化が生まれ、何より、地域間のサービス提供の差というものがフラット化することが期待される。現在、ネットワークを活用し、視覚障害者に向けた図書サービスを牽引しているのは2010年に全国視覚障害者情報提供施設協会と日本点字図書館が開始した視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」である。サピエには、全国の施設よりデータの登録

1) 松原洋子 [2015]「アクセシブルな電子図書館と読書困難な学生の支援—日本における大学図書館サービスの課題と展望—」『立命館人間科学研究 第31号』立命館大学 p. 67

があるため、これは言い換えれば日本最大の電子書籍図書館といえる規模を誇っており、データ入手の即時性と合わせて今後のさらなる発展が期待される手段となっている。

この様に、視覚障害者の読書環境はコンテンツのデジタル化とネットワーク流通基盤の確立に伴い、大きく変化を迎えようとしているが、ここで併せて考えなくてはならないのがこの様な仕組みを実現する前提となる、制度的な側面である。音声読み上げ精度が通常の読書に問題が無い水準まで高まり、新刊の電子書籍を電子書籍ストアプラットフォームで購入するだけであれば、話はそこまで複雑なものとはならないが、視覚障害者が読みたいと考えるあらゆる本が、デジタル化とネットワーク流通という二つの特性を享受する形で利用可能となるためには、いくつかのハードルを乗り越えることが必要となる。視覚障害者を含む読書が困難な障害者の読書環境を考える上では、制度がこれらの時代に対応したサービスを実現可能とするためにどのように変化してきたのか仕組み及び変遷を把握した上で、今後を考える上でどこに課題があり、どのように変えていけなくてはならないかを検討しなくてはならない。本文では、視覚障害者の読書と制度的側面の関わりに焦点をあてる。

1-1. 電子書籍アクセシビリティの向上に対する多様なニーズ

障害者の読書を考える上では、どのような人が対象になるかをまず考える必要がある。前項ではただ「視覚障害者」と記述したが、読書が困難な人々は、視覚障害者に限らない。一般的に紙に書かれた文字や印刷された文字である墨字で著された印刷出版物を読めない人のことを視覚障害者と解釈することが多いと考えられるが、文字の認識に困難を伴うという面から見れば、読字障害者、ディスレクシアもまた、同様に解釈される。より詳しくは後述するが、著作権法では

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者

(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)

として、「視覚による表現の認識に障害のある者」に「視覚障害者等」という括りを用いている。しかし、読書がし辛いという状況について考えると、例えば上肢障害者はページをめくれなかつたりするため、印刷出版物が読み辛いと考えられる。同様に、視覚にかかわらず、何かしらの障害がきっかけで読書することに制限を伴うとすれば、やはりそれらの人々もまた、読書という行為における障害者であるといえる。また、高齢となると、老眼により細かい字が読み辛い、ページをめくることが困難となる、といったことも考えられる。これらの人々が読書をしたくても出来なくなるとすれば、視覚障害者等に限らず読書が困難な人々も存在すると考えられ、出版物やあらゆる情報手段におけるアクセスのしやすさの確保、つまり情報アクセシビリティ向上に対するニーズは実態として大きいものであると考えられる。

前述の通り、障害者に対する出版物のアクセシビリティ向上の一手段として考えられる方法は、文字拡大、音声読み上げ（朗読）、点字化など、特性に合わせた媒体変換である。このうち、例えば障害をもたない高齢者にとっても、今後、文字の拡大や、音声読み上げ機能に対するニーズ

は少なからず向上するものと考えられる。しかし、仮に、紙の時代にこれらを行おうとすれば、実態として視覚障害者などに向けて制作されてきたそれらは、印刷出版物から、別の媒体として新たに手間をかけて制作しているのが現実であり、時間的、労力的なコストが追加的にかかる事が現実である。紙というメディアを中心にアクセス手段の多様性を確保しようとする限り、そこには必ず物理的な制約が生れる。

しかし、電子書籍およびネットワークを通じた流通が普遍的なものとなれば、ユーザーが自らのニーズに即して、アクセシビリティ機能を用い、コンテンツを利用することが可能となる。その選択肢の提供自体が、アクセシビリティに大きく寄与すると考える。つまり、デジタル化されたコンテンツの特性を活かす形で利用手段が多様化することと併せて、アクセシビリティを向上させるべく、コンテンツの利用経路をアクセシブルに設計することは、コンテンツの提供側、享受側、双方の利便性から見ても、コストの面から見ても有益であると考えられる。この場合のアクセシブルな設計とは、単に文字の拡大縮小や読み上げに対応するだけに限らず、インタフェースの設計であったり、マシリーダブルであったりするなど、広い意味でのアクセシビリティが確保されるべく設計することまでを含める。電子書籍のアクセシビリティ向上は、視覚障害者等に限らず、あらゆる読書に困難を抱える人々に対し、より多くの人の読書機会を確保することに繋がると言える。

2. 電子書籍アクセシビリティに関する法、制度、ガイドライン

ただし、電子書籍アクセシビリティ向上とその流通手段の多様化に着目したとき、その利便を享受できる対象は制度の射程によって異なる。視覚障害者等から、高齢者に至るまで幅広いユーザーが、デジタル・ネットワーク時代における、書籍アクセシビリティ向上の利便を享受できる読書手段を鑑みると、大きく二つに大別できる。

1つは、ここまでに述べた、電子書籍ストアで本を購入し、それを端末の音声読み上げ機能を用いて利用するものである。この利用方法においては、対象において健常者と障害者の差異は無く、電子書籍を提供する事業者が、ストアから書籍を閲覧するビューアに至るまで、アクセシブルに設計を行っている必要があるが、現状においても、Amazon社のKindle、Apple社のiBooks Storeの一部の書籍はこの手段を通じて利用可能である。この手法については、特段制度面について言及する必要も無く、対象となる書籍について、障害者から健常者に至るまで、読みたいときに読みたい場所で、文字の拡大縮小から、音声読み上げを通じた読書が可能となる。ただし、電子書籍ストアで販売されている書籍の中で、音声読み上げの対象となる書籍が限られていること、また、電子書籍化が実現しない過去の書籍については依然読めないことが課題となる。また、現時点ではそもそも音声読み上げに対応している電子書籍ストア、及びそのビューア自体が限られており、実態として、日本では多まだまだくの電子書籍ストアにおいて、音声読み上げ可能な電子書籍が入手できない現状にあることも課題である。

もう1つの手法は、視覚障害者等を対象とした前述の「サピエ」を通じたサービスを利用する

ものである。こちらは前項でふれた「視覚障害者等」に対象を限ることで、著作権法における著作者に対する権利制限のもと、読書手段を確保する施策である。障害者の読書環境について、前者をいわば市場原理によって実現する「市場モデル」とすると、後者は社会的な共助、公助、自助によって実現する「社会モデル」と言うことが出来ると考える。本項では、この社会モデルを考える上で、電子書籍アクセシビリティに関係する、法、制度、その制度に伴うガイドラインを俯瞰し、電子書籍アクセシビリティ向上に必要な要素がどの様に検討されているかを確認していく。

2-1 複製と権利制限

この「社会モデル」におけるアプローチを制度面からみていく上では、まず、紙の書籍にせよ電子書籍にせよ、書籍という著作物における「複製」行為を把握・位置づける必要がある。最初に述べた様な、障害者が書籍を利用しやすくするために「点字化」「音声化」「拡大」等する「媒体変換」行為は、著作権法上「複製」に位置づけられる。著作権法の第21条では

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

と、これを著作者の権利としており、また、同法第63条において

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる

として、第三者による複製行為などは著作権者による利用の許諾を必要とすることとしている。複製は著作物の権利を持つ、著者や出版社等、著作権者の権利であるため、特別なルールが無い限り、著作権者の許諾なしに、点字化や音声化、拡大図書の作成を行うことは出来ない。しかし、図書館や情報提供施設が障害者の求めに応じ媒体変換を行う上で、一つ一つ各書籍について、著作権者の権利許諾をとっては、媒体変換自体の時間に加え、権利処理の時間がかかることになる。これでは障害者の読書体験そのものが大幅に阻害されることから、これらの媒体変換については特別なルールが設けられている。それが著作権法上における、著作権者に対する「権利制限」である。

この、著作権法における権利制限の代表例は、身近なところでは第30条の「私的使用のための複製」や、第32条の「引用」があげられる。個人の所有物を、私的な利用の範囲で複製することにおいては、この条項の範囲内において、個人が自由に行うことが出来る。例えば、書棚を整理するために、書籍を裁断し、スキャナを通してデジタル化する、という行為についても、デジタル化という複製を伴うこととなるが、私的複製の範囲となることから、著作権者の許諾を必要とはしない。そのほかにも、第35条の「学校における複製」や、第38条の「非営利目的の演奏」など、時と場合に応じた権利制限があげられる。この権利制限項目を障害者の読書の観点及び、関わりの深い図書館に関係するところについてみていくと、以下のものが挙げられる。

- ・図書館などでの複製（第31条）
- ・教科書への掲載（第33条）
- ・拡大教科書の作成のための複製（第33条の2）
- ・視覚障害者等のための複製（第37条）
- ・聴覚障害者等のための複製（第37条の2）
- ・国立国会図書館法によるインターネット資料の複製（第42条の3）

例えば、図書館が利用者から調査研究の目的のために書籍の一部を複製したいというニーズを受けたとして、それにサービスの一環として応えたいという場合や、図書館の所蔵の資料を保存する必要がある場合の複製などはこの31条の適用を前提とすることになる。

しかし、例えば利用者の、複製したいというニーズに図書館が応えるときに、どこまで複製が可能かまでを事細かに著作権法に記載されているわけでは無い。具体的に、著作権法31条の1は

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

としている。この「一部分」「一部」という表現が、具体的に何ページまで可能、と記されているわけでは無く、このあたりは運用との兼ね合いとなってくるが、これは時として、どこまでのサービス提供が可能か判らない中、法令遵守の観点から、「萎縮」側に傾くこともあり得る。そのため、実態に基づいた運用については、現場に携わる関係者が権利者の意向を踏まえたうえで運用可能な範囲を「ガイドライン」としてとりまとめる場合も多々ある。例えば31条関連で言えば、「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」や「複製物の写り込みに関するガイドライン」などがこれに挙げられる。他にも、次項で取り扱う教科書の複製については、可能なことを示した上で、どのような媒体変換がのぞましいか、という現場の視点を取り入れた教材の制作ガイドラインも存在する。次項では、著作権法上の権利制限とともに、それらガイドラインについてもみていくことにする。

2-2. 著作権法第33条と教科書バリアフリー法及びガイドライン

著作物について、デジタルコンテンツならではのアクセシビリティ向上と障害者対応を著作権の範疇で可能な複製を捉え、実現していく事例としては、教科書に関する流れを俯瞰してみると効果が大きいと考える。教科書はまず教科書出版社などの発行主体が限られており、監督官庁として文部科学省が存在し、教科書検定という仕組みを通じてコンテンツの内容に関するチェック機能があり、また、学校などの教科書の採用者及び利用者となる生徒・児童の実態が把握可能なこともあり、一つの事例として捉えることが出来る。

ただし、学校教育法第34条、第49条、第62条、第70条、第82条などを根拠にもつ教科書の検定に関する趣旨から触れていくと話題が広範となるため、まずは、プロセスを経て採用された

教科書に障害者である児童が触れるためのプロセスに絞ってみると、まず、著作権法33条において、障害を持つ児童などが利用する教科書を拡大などして利用するための権利制限があげられる。

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

つまり、視覚障害等により既存の教科書が使用しにくい児童又は生徒の学習のため、教科書の文字や図形の拡大やその他必要な方式により複製することができ、同様の目的であれば変形や翻案もできる。しかし、教科書の全部又は相当部分を複製して拡大教科書等を作成する場合には教科書発行者への通知が、営利目的で頒布する場合には著作権者への一定の補償金の支払いが必要となる。また、34条において、学校教育の目的上必要と認められる限度で学校教育番組において著作物を放送等することができ、学校教育番組用の教材に著作物を掲載することができる。ただしいずれの場合にも著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要となる。

これらを踏まえ、主にボランティアが中心となり、点字教科書やDAISY(音訳)教科書、拡大教科書が作成されるが、国立特別支援教育総合研究所は「拡大教科書作成マニュアル」[2005]としてこの指針を示している。この拡大教科書・教材の制作におけるマニュアルでは、できるだけ多くの弱視児童生徒が教科書を活用可能とするために、「全国盲学校及び小・中学校弱視学級児童生徒の視覚障害原因等に関する調査研究」柿澤他[2012]²⁾から、弱視児童生徒の視力程度が0.1前後であることを基準に文字の大きさ等を設定し、弱視児童生徒が楽に見える文字の大きさと携帯性を考慮し、拡大教科書のサイズをB5判と示している。しかしながら、サイズが一種類の拡大教科書では、弱視児童生徒のニーズすべてを網羅できない。結果として、この基準で対応が困難な弱視児童生徒については、別途、拡大写本ボランティアが行うプライベートサービス

2) 柿澤敏文, 河内清彦, 佐島毅, 小林秀之 [2012]「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室 児童生徒の視覚障害原因等の実態とその推移: 2010年度全国調査を中心に」『弱視教育/49』pp.

に拡大教科書の制作を頼らざるを得ないことになる。紙の教科書を原本にして紙の拡大教科書を作成する限り、多様な障害者のニーズに応えようとしても、どこかに線引きが生れてしまう。しかし、これがデジタル教科書を前提とするようになれば、選択肢は増えることになり、電子書籍、電子教科書普及の流れの中でみていくと、また違ったアクセシビリティ向上が検討されうるのである。

一つは、現在の出版はDesk top Publishing (DTP)、コンピューターによる誌面レイアウトを踏まえた制作工程が一般的となっている点である。これはつまり、書籍がデジタルデータで制作されていることを意味し、このデジタルデータを応用することができれば、障害者の個別のニーズに応じることが可能なデジタルデータを準備することを期待できる。そこで、平成20年6月に公布された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(教科書バリアフリー法)」はこのデジタルデータのやりとりに焦点をあてている。

この教科書バリアフリー法は、障害そのほかの特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行・普及の促進等を図り、且つ、視覚障害だけでなく、発達障害その他の障害のある児童及び生徒の使用する教科用図書についても調査研究等を推進することを明示しており、対象を「視覚障害者等」に限らない取り組みを明記している。教科書バリアフリー法では、第5条において、「教科用図書発行者による電磁的記録の提供等」として以下を定めている。

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

このように、教科用図書発行者からの電磁的記録の提供について明示している点が新しく、その上で、著作権法においては、

第三十三条の二

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

と定められ、個別の法律と著作権法における権利制限によってこの仕組みが成立していることが伺える。この流れを受けて、デジタルデータを基にした拡大教科書などの作成面においては、デジタルならではのアクセシビリティが検討されることになるが、教育の現場においては、まだ紙をベースとした手法が一般的であり、すべての現場がデジタル教材の制作のノウハウを持つわけではない。现阶段では大本となるコンテンツが、デジタルでやり取りされるようになった、という1歩目である。

そのため、この教科書デジタルデータの管理システムの構築を受託した富士ゼロックス株式会社は、事業の一環として拡大教科書を製作するための「教科書デジタルデータ」の入手手続きから、活用方法までの各種マニュアルの新規作成および改編を行い、これを「拡大教科書製作のための「教科書デジタルデータ」運用および活用マニュアル」³⁾として公開している。

このほか、国立特別支援教育総合研究所は、「デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証—アクセシブルなデジタル教科書を目指して—」金森 [2014]⁴⁾として、小学校における4教科を対象に試作のデジタル教科書モデルを用い、ガイドラインの見直しを行っている。

ここまで見てきた通り、日本における読書のアクセシビリティ確保は、個別に対応を検討するものが多く、例えば教科書という一分野に限ってみるだけでも、教育の現場で障害のある子供が書籍の内容にアクセスするに至るまでに、様々な制度やガイドラインが存在することがうかがえた。いずれにせよ、现阶段の取り組みは、個別法及び著作権法における権利制限によって「個別の」対応を円滑にするものであり、これを書籍全体としてみた場合、課題はまだ多いものとなる。視覚障害者の読書全般を鑑みるうえで重要となるのが、著作権法第37条である。

2-3. 著作権法第37条と図書館ガイドライン

障害者の読書を鑑みる上では、著作権法37条が前提となる。著作権法第37条は2009年に大幅な改正が行われ、視覚障害者等の利用において、著作権者の許諾を必要としない複製行為（＝著作権者の権利制限）の範囲が拡大された。

著作権法 第37条

- 3) 「拡大教科書製作のための「教科書デジタルデータ」運用および活用マニュアル等について」<http://www.fujixerox.co.jp/company/social/resource/textbook/manual.html> 2015年9月最終アクセス
- 4) 金森克浩 [2014]「デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証—アクセシブルなデジタル教科書を目指して—」国立特別支援教育総合研究所
<http://www.nise.go.jp/cms/7,9717,32,142.html> 2015年9月最終アクセス

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているものについて、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

上記の通り、送信可能化を含む自動公衆送信が可能となったことで、障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、インターネットを通じて、電子書籍を障害者に届けることが可能となった。社会福祉法人日本点字図書館では視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害の者に対して、点字図書、録音図書などをインターネットで配信するサービスを行っている。この視覚障害者情報総合ネットワークが「サピエ」であり、サピエのサービスの一つである「サピエ図書館」は約47万件という全国最大の点字図書・録音図書の書誌データベースを保有する。視覚障害者等は、個人会員になると点字データやデジタル録音図書の国際標準規格であるDAISY図書を全国どこからでもダウンロードできる他、携帯電話への録音図書配信サービスであるサピエモバイルデジター館も開設されているなど、37条2項を前提に、世界的にも先進的なサービスの展開に繋がっているとと言える。

一方で、37条では、こうしたサービスの対象を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」としている。しかしここまでも述べてきたように、実際には、視覚による表現に認識に依らずとも、別途何らかの障害や事情があり、表現の認識に困難な場合が存在する。肢体不自由や寝たきり、といった場合でもその範疇となる場合が考えられるが、37条を遵守すると、こうした人々には図書館は視覚障害者等と同様のサービスの提供が行えない。サービス提供の趣旨からすると、そこに線引きは必要ないはずであり、この点について、各図書館の協議会と、権利者の代表とが議論を重ね、「図書館における著作物の複製等に関するガイドライン」⁵⁾を定めた。

2010年2月に、国公立大学図書館協力委員会、全国学校図書館協議会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、日本図書館協会が共同で発表した、この「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の目的は、著作権法第37条第3項に規定される権利制限に基づいて、視覚障害者等に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、自動公衆送信を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことである。

5) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html> 2015年9月最終アクセス

このガイドラインでは、4項において資料を利用できる者として、

4 著作権法第37条第3項により複製された資料（以下「視覚障害者等用資料」という。）を利用できる「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」とは、別表1に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。

(別表1)

視覚障害

聴覚障害

肢体障害

精神障害

知的障害

内部障害

発達障害

学習障害

いわゆる「寝たきり」の状態

一過性の障害

入院患者

その他図書館が認めた障害

としており、著作権法37条3項が定める範囲を超えて解釈していることが伺える。このように、著作権法と現場の実態・ニーズが乖離している場合、現場と権利者の対話によって、ガイドラインによって法令の範囲を拡張解釈する場合が存在する、ということである。

2-4. 著作権法第31条2と協議会合意文書

前々項でみた、教育におけるアクセシビリティ向上のため、教科書出版社によるデジタルデータ提供を活用する手法において重要となるのは、書籍がデジタルデータとして利用可能である点、すなわち、内部的なテキストデータを活用することにおける可能性である。教科書に限らず、昨今の書籍はPCを中心としたDTP環境によって作成されており、そのデータを応用する（＝障害者対応のために新たにデータを0から創らずとも、ある程度の流用が可能である）ことを前提にデータの提供を求める動き自体は、以前から存在した。これについて、前項でみた障害者対応のための一般の図書館の複製における活用に応用して運用する事が可能であれば、多くのボランティアの作業が楽になるだけでなく制作期間が短縮されることは間違いない。しかしながら、教科書が、限られた数の出版社から出版され、且つ文科省の所管の元に検定される仕組みがある場合と異なり、その両条件の無い、出版業界全体で観たときのコンセンサスの形成は難しい面も多い。

その意味では、「テキストデータ」を前提とした取り回しによる障害者対応は一つのアプローチではあるが、これを利用するに至るまでは、いかに信頼ある環境で保持できるか、が重要となってくる。

前述の通り著作権法31条では図書館の複製について定められているが、著作権法第31条2では、

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

としていて、デジタル化に踏み込んで権利制限を認めている。

これに前後して、国会図書館では「全文テキスト化実証実験」⁶⁾を行っており、2011年3月には報告書を公開している。この中では、テキスト化システムの構築から、作業の効率化、データ作成にかかる作業時間の評価といったワークフローの組み立てに関する事、実際にその過程を経つくられたテキストデータの有効活用についても言及している他、4章では、「全文テキストデータの検索・表示に関する実証実験に関する評価」として、検索画面における機能評価に加えて、このデータについて、視覚障害者等向けの読み上げサービス等の評価も行っている。つまり、国会図書館は蔵書デジタル化を通じてこのようなサービス向上の可能性を具体的に認識しており、その方向性自体は電子書籍ならでは機能を用いたアクセシビリティ向上として期待できるものである。

3. 課題

ここまで見てきた通り、障害者の読書のアクセシビリティ向上の観点から著作権法を俯瞰すると、個別の問題一つ一つに適切な権利制限をもって対応するアプローチは、2-2で見たような、教育の現場に限るなどして、監督官庁があり、出版社の数や利用者の総数がある程度把握可能な仕組みの中では、一定以上の効果が期待できるものである。しかしながら、例えば、2-3で見たような、法が実態に即していない場合、これはいわば、37条の趣旨と、現場の運用の乖離を、関係者の対話と努力によって、カバーするアプローチと言えるが、このときの交渉における著作権者側の代表が、全著作権者の代表となることは、実質的に難しい。つまり、交渉のテーブルにいない著作権者が、その複製行為に異を唱えるリスクをある程度抱えたまま現場運用がなされる

6) 国立国会図書館「全文テキスト化実証実験報告書」

http://www.ndl.go.jp/aboutus/digitization_fulltextreport.html 2015年9月最終アクセス

状態にある、ということである。著作物に関係する業界としてみたとき、映画業界のように映画会社が権利を保持する事例もあれば、音楽業界など、各種権利団体・各種レコード会社による権利の一括管理が一般的な場合もあるが、出版の場合は依然、「著者」に権利がある場合が多く、このことが電子書籍化においてもネックとなったように、権利を束ねる存在が希薄である。よって、このガイドラインとりまとめにかかわった著作権者の代表が、すべての著作権者の代表となることは難しい。このような社会的意義のある合意事項に異議申し立てをする権利者が、実質的に出て来ないとしても、著作権法が現実には即しておらず、ニーズが明確なのであれば、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という表現は「視覚障害者その他表現の認識に障害のある者」と記述を変更する意味は大きいと言えるだろう。現に、障害者に関する著作権の国際条約である「マラケシュ条約」においては、視覚障害者及び「Print Disabilities」石川 [2011]⁷⁾としており、時流と国際協調の観点からも、同様のことが言えると考えられる。この事例は、いわば法の線引きについてリスクを承知の上で踏み越え、現場の実態に即す、というものだが、2-4でみた事例では、その逆の状態といえるべき「萎縮」も起きている。同項でみた著作権法第31条2について、国立国会図書館が文化審議会の答申に基づき、著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関と行っている協議、「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」⁸⁾では、「協議会合意文章」として

保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえてあらためて、関係者との協議

するとしている。31条の2は電磁的記録についても可能としているため、テキストデータの作成も可能と解釈可能であり、且つ国会図書館がテキストデータの有効活用範囲を具体的に捉えているとしても、現時点においては、権利者への配慮から、画像データの作成にとどめ、そこからテキストデータはつくりたくない、ということがうかがえる。これは、前項で述べた、37条を巡る運用においては、視覚障害者「等」の解釈を超えて、協議の場で障害者の利用実態に合わせているのとは対照的である。

このように、制度的側面から俯瞰すると、教科書出版社に課したテキストデータ提供義務という強いアプローチが法的にとられる場合と、37条ガイドラインの様にサービス提供側である図書館と、著作権者側が理解を示し合い、信頼関係の上に醸成されていったコンセンサスによるアプローチと、自肅的な国会図書館のアプローチといったように、個別の事例であっても、その対応は様々である。しかし、障害者の読書環境向上を第一に考えるのであれば、このような不整合

7) 石川准 [2011] 「電子書籍を読書障壁にしないために - 出版社と国立国会図書館への期待」『現代の図書館 49』p. 83

8) 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization_consult.html 2015年9月最終アクセス

は本来あってはならず、一貫した制度設計が求められるといえ、そのことが、障害者の権利条約を批准し、今後障害者差別解消法のもと、合理的配慮のあり方を社会全体として考えていく必要がある日本にとって、重要なスタンスとなることは間違いない。